

出水市型下水道用鋳鉄製マンホールふた及び

製造工場認定の検査事務要領

(趣旨)

第1条 本要領は、「出水市型下水道用鋳鉄製マンホールふた及び製造工場工場認定基準」(以下「認定基準」という。)に基づき実施する、製造工場の認定についての検査事務処理方法等について定めるものとする。

(認定対象資器材)

第2条 この要領に定める認定対象資器材の種類は、認定基準第2条に掲げるとおりとする。

(検査の種類)

第3条 この要領に定める検査は次のとおりとする。

(1) 認定検査

認定基準に規定する書類審査に合格した申請者に対し、工場確認及び製品検査を行うものである。

(2) 更新検査

認定基準により資器材製造工場としての認定を受けている者(以下「製造工場の認定」という。)に対し、製品検査を行うものである。

(3) 自主検査

製造工場の認定を受けている者は、社内規定に基づいて、認定期間内の自主検査を行うものとする。

(検査員)

第4条 本要領に基づく検査については、本市建設部下水道課職員2名をもって充てる。

(検査事務処理手続)

第5条 本要領に基づく検査の事務処理手続は、別表第1に示すとおりとする。

(検査の実施時期等)

第6条 認定(更新)検査は、原則として毎年1回行うものとする。

ただし、本市が必要ないと認めた場合は、認定(更新)検査を省略することができる。また、認定期間中においても検査の必要があると認めた場合には、適宜行う

ことがある。

- 2 仕様書の改定があった場合は、認定期間中であっても原則として新規認定時と同様の検査を行うものとする。

ただし、改正内容によって本市が必要ないと認めた場合は、製品検査の一部あるいは全部を省略することができる。

(認定検査の実施要領)

第7条 認定検査は「出水市型下水道用鋳鉄製マンホールふた及びふたの製造工場認定申請書」(以下「認定申請書」という。)に係る書類審査に合格した者に対して工場確認及び製品検査を行うものであり、本市と申請者で協議し、検査日及び検査場所を決定するものとする。

- (1) 工場確認は、「認定申請書」に記載された内容の事実確認を行う。

(社)日本下水道協会の認定資格取得工場については、(社)日本下水道協会発行の認定書「下水道用資器材製造工場認定書」をもって工場調査は省略する。

認定資格取得工場以外については、(社)日本下水道協会「下水道用資器材製造工場基本調査要領」(平成3年10月21日制定)に基づき工場調査を実施する。

- (2) 製品検査は、「出水市型下水道用鋳鉄製マンホールふた性能規定書」(以下「性能規定書」という。)に定められた各項目について行う。

- ① 製品検査に使用する供試体は、製造工場による自主検査に合格した製品の中から、「出水市型鋳鉄製マンホールふた検査要領書」(以下「検査要領書」という。)に定める抽出を行うものとする。

- ② 検査は供試体の中から種類ごとに、検査要領書、社団法人日本下水道協会規格下水道用鋳鉄製マンホールふた(JSWAS G-4)に定める試験方法及び検査基準により、その結果を判定するものとする。

- ③ 製品検査において不合格となった場合は再検査を行うことができる。再検査の方法については検査要領書に定める内容によるものとする。

- ④ 検査機関については、公平性・中立性を確保できる第三者機関での検査とする。

(更新検査の実施要領)

第8条 更新検査は、出水市型下水道用鋳鉄製マンホールふた及び製造工場認定変更申請に係る書類審査に合格した者に対して製品検査を行うものであり、本市と申請者で協議し、検査日及び検査場所を決定するものとする。

- 2 更新検査は、認定期間満了日前日までに完了するものとし、認定検査に定める製品検査を実施するものとする。ただし、性能規定書の変更がなく、別途検査状況を示す明らかなものが提出された場合で本市が必要ないと認めた場合は省略することができる。

- 3 更新検査において、性能規定書の変更が伴う場合は認定検査に準じて行う。ただし、変更の内容が軽微な場合等で本市が必要ないと認めた場合は検査の一部を省略することができる。

(自主検査の実施要領)

第9条 自主検査は、社団法人日本下水道協会下水道用資器材製造工場製品検査要領第6条に定める規定または、検査要領書に基づき実施するものとする。

(検査結果の報告等)

第10条 申請者は、認定（更新）検査等に係る製品検査を行ったときは、速やかに検査報告書を作成し、本市に提出しなければならない。

(検査不合格の場合の措置)

第11条 検査員は、認定（更新）検査等において不合格となった場合、補強及び改良等改善の見込みがあると判断できる場合は、再検査を行うことができる。なお、改善後の再検査は、本市が指定する項目の検査により合否の判定を行うものとする。

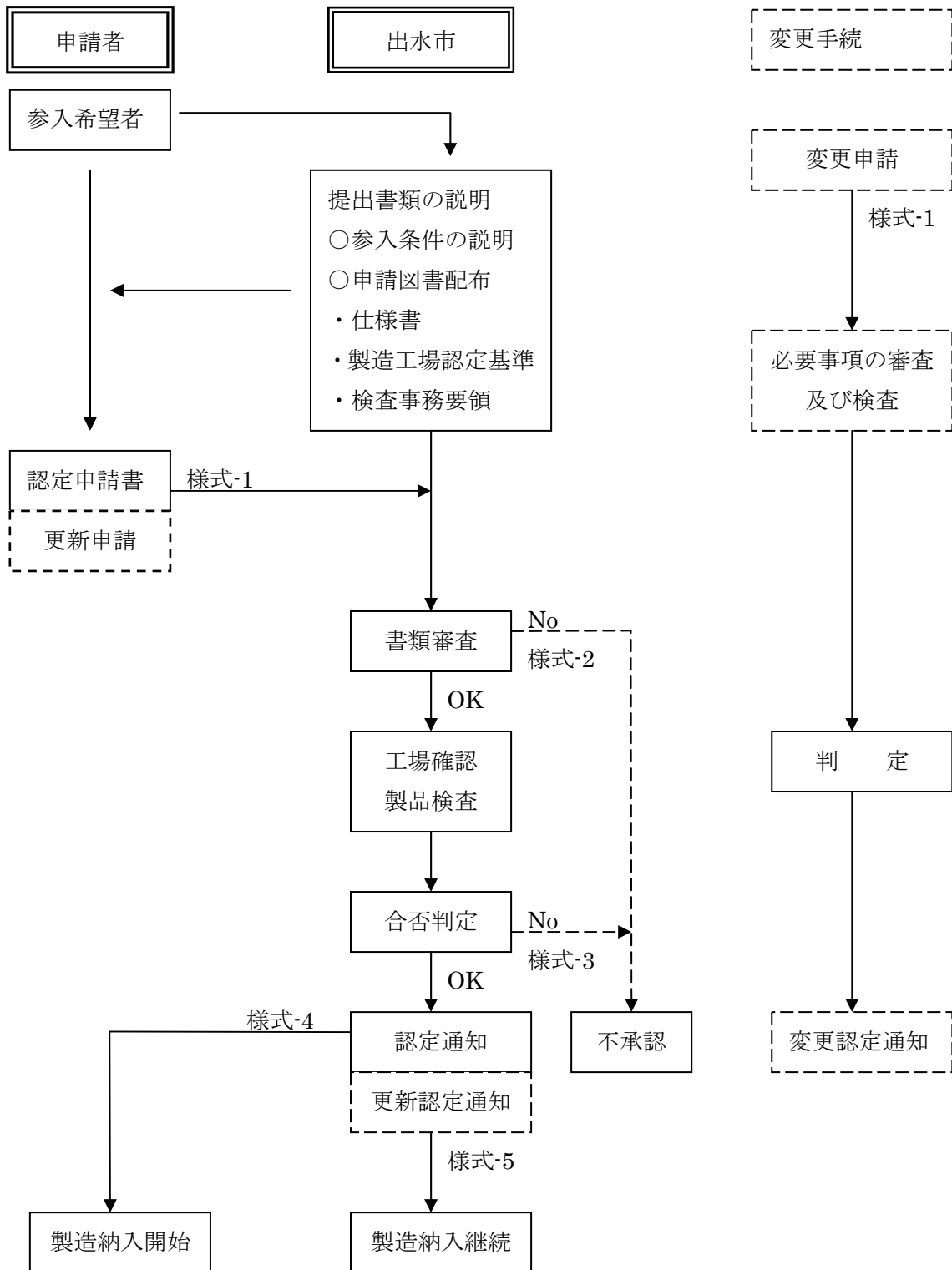
(費用負担)

第12条 この要領に規定する検査に供する製品及び検査費用については、申請者の負担とする。

(附則)

この基準は、平成20年 2月 4日から施行する。

別表第1 検査事務処理手続 (第5条関係)



注) 更新手続については認定申請手続に準じる。ただし、工場確認については省略する。

様式1

平成 年 月 日

(あて先)

出 水 市 長 様

(申請者)

住 所 〒

会 社 名

代 表 者 名

電 話

FAX

担 当 部 課 名

担 当 者 名

出水市型下水道用鋳鉄製マンホールふた及び製造工場認定（更新、変更）
申請書

出水市型下水道用鋳鉄製マンホールふた及び製造工場認定基準第5条第1項第1号（第5条第1項第2号）の規定により、下記工場の認定（更新、変更）を受け（行い）たく、添付書類を添えて申請いたします。

記

1. 製造（申請）工場名
所在地 〒

工場

2. 製品名
名称
規格
型式番号等

様式2

出 下 第 号
平成 年 月 日

(申請者)
会社名
代表者 様

出 水 市 長

出水市型下水道用鋳鉄製マンホールふた及び製造工場認定

不承認について

平成 年 月 日付出水市下水道用鋳鉄製マンホールふた及び製造工場認定〔更新申請〕のあった件については、書類審査の結果「出水市型下水道用鋳鉄製マンホールふた及び製造工場認定基準」に適合していないため承認できません。

記

1. 製造（申請）工場

工 場 名

所 在 地 〒

2. 認定不承認の理由

様式3

出 下 第 号
平成 年 月 日

(申請者)

会 社 名

代表者名

様

出 水 市 長

出水市型下水道用鋳鉄製マンホールふた及び製造工場認定

不承認について

平成 年 月 日付出水市下水道用鋳鉄製マンホールふた及び製造工場認定〔更新申請〕のあった件については、工場確認及び製品検査〔更新検査〕の結果「出水市型下水道用鋳鉄製マンホールふた及び製造工場認定基準」に適合していないため承認できません。

記

1. 製造（申請）工場

工 場 名

所 在 地 〒

2. 製品名

名 称

規 格

型式番号等

3. 認定不承認の理由

様式4

出 下 第 号
平成 年 月 日

(申請者)

会 社 名

代表者名

様

出 水 市 長

出水市型下水道用鋳鉄製マンホールふた及び製造工場

認 定 書

平成 年 月 日付で認定申請のあった件については、書類審査及び工場確認並びに製品検査の結果、「出水市型下水道用鋳鉄製マンホールふた及び製造工場認定基準」に適合していると認められるため承認します。

記

1. 認定番号

認定番号 出水市一第 号

2. 認定期間等

認定承認年月日 平成 年 月 日

認定有効年月日 平成 年 月 日

3. 製造（申請）工場

工 場 名

所 在 地 〒

4. 製品名

名 称

規 格

型式番号等

様式5

出 下 第 号
平成 年 月 日

(申請者)

会 社 名

代表者名

様

出 水 市 長

出水市型下水道用鋳鉄製マンホールふた及び製造工場

更 新 認 定 通 知

平成 年 月 日付で更新申請のあった件については、書類審査（工場確認、製品検査）の結果、「出水市型下水道用鋳鉄製マンホールふた及び製造工場認定基準」に適合していると認められるため更新を承認します。

記

1. 認定番号

認定番号	出水市-第	号
------	-------	---

2. 認定期間等

当初承認年月日	平成	年	月	日
認定承認年月日	平成	年	月	日
認定有効年月日	平成	年	月	日

3. 製造（申請）工場

工 場 名

所 在 地 〒

4. 製品名

名 称

規 格

型式番号等

様式6

出 下 第 号
平成 年 月 日

(申請者)

会 社 名

代表者名

様

出 水 市 長

出水市型下水道用鋳鉄製マンホールふた及び製造工場

変 更 認 定 通 知

平成 年 月 日付で変更申請のあった件については、書類審査（工場確認、製品検査）の結果、「出水市型下水道用鋳鉄製マンホールふた及び製造工場認定基準」に適合していると認められるため更新を承認します。

記

1. 認定番号

認定番号	出水市一第	号
------	-------	---

2. 認定期間等

当初承認年月日 平成 年 月 日

認定承認年月日 平成 年 月 日

認定有効年月日 平成 年 月 日

3. 製造（申請）工場

工 場 名

所 在 地 〒

4. 製品名

名 称

規 格

型式番号等

5. 変更申請の内容

様式7

出 下 第 号
平成 年 月 日

(申請者)

会 社 名

代表者名

様

出 水 市 長

出水市型下水道用鋳鉄製マンホールふた及び製造工場

認 定 取 り 消 し 通 知

出水市型下水道用鋳鉄製マンホールふた及び製造工場認定基準の認定取り消し項目に該当する事項が生じたため、下記認定番号で承認された貴社製品の認定を取り消します。

記

1. 認定番号

認定番号 出水市一第 号

2. 認定工場

工 場 名

所 在 地 〒

3. 製品名

規 格

型式番号等

4. 取り消し理由

参考-1

出 下 第 号
平成 年 月 日

(申請者)
会社名
代表者 様

出 水 市 長

出水市型下水道用のマンホールふた立会検査実施依頼書

拝啓、時下益々ご清栄のことと御喜び申し上げます。

平成 年 月 日付出水市下水道用鋳鉄製マンホールふた及び製造工場認定〔更新申請〕のあった件については、出水市型下水道用マンホールふた及び製造工場認定基準第7条第1項1号により、マンホール鉄ふたの立会検査を実施いたしますので、別紙「出水市型下水道用マンホールふた立会検査願い」の提出をお願いします。

検査機関は公平性・中立性を確保できる第3者機関での検査とします。

お忙しいところ誠に申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い致します。

連絡先 〒899-0201

出水市緑町1-3

出水市役所 建設部 下水道課

電話 0996-63-2111

FAX 0996-63-8317

E-mail gesuido_c@city.izumi.kagoshima.jp

参考-2

平成 年 月 日

出 水 市 長 様

(申請者)

住 所 〒

会 社 名

代表者名

出水市型下水道用鋳鉄製マンホールふた立会検査願い

標記の件については、下記のとおり立会検査を実施しますので立会をお願いします。

記

1. 検査実施場所

住 所

名 称

電話番号

2. 実施日

3. 対象製品

4. 添付資料

検査実施計画書